## 林武さんに瑞宝単光章 平成20年春の叙勲

章が伝達されました。 澤廣樹日高支庁地域振興部長より勲記と勲 として瑞宝単光章が授与され、5月30日、 このたび、林武さんに平成20年春の叙勲

災活動にご尽力されました。また、消防団 れました。 の中枢として消防団活動に多大な貢献をさ 分団長、 45年7ヶ月の永きにわたり地域の消防、 林さんは昭和33年に消防団に入団以来 消防団副団長などを歴任し、消防団

園小学校火災時の消火活動と平成15年の台 象に残っているは、昭和50年に発生した若 風10号災害による活動だそうです。 長い消防団活動の中で、 林さんが特に印

だ実感がわか さんのおかげ な に際し、 の喜びを語っ です。」と受章 回の受章は皆 りますが、 んは「身に余る てくれました。 りますが、今ない部分もあ 今回の受章 林さ

## 髙橋キクエさんに紺綬褒章 に一千万円を寄附

り褒章が伝達されました。 ている髙橋キクエさんに紺綬褒章このたび、本町で旅館を営まれ が授与され、5月30日、小竹町長よ

されました。 の気持ちから町に一千万円を寄附 れ、これまでお世話になった感謝 から4年という節目の年を迎えら 髙橋さんは、昨年、商売を始めて

ました。」と驚かれていましたが、 の受章に際し、「本当にびっくりし 与される褒章で、髙橋さんは今回 寄付し、その功績が顕著な方に授 いといけない。」ともおっしゃって 「生れたからには社会に奉仕しな 紺綬褒章は公益のために私財を



# 新冠町自治会長等永年勤続表彰式 川剛さんら9名が表彰

式が新冠町役場で行なわれ、氷川自治会の湯川剛さ んら9名が表彰されました。 5月26日、新冠町自治会長等永年勤続表彰の表彰

くなってくるとは思いますが、これからも頑張って 感謝状を手渡しました。 ぐるしく変化する社会情勢の中、自治会活動も厳し 動にご尽力いただき、心から感謝しています。目ま を期待しています。」とお礼の言葉を述べ、受賞者に づくりと自治会活動に積極的に参加されますこと いただきたいと思います。今後とも、皆さんがまち 式では、小竹町長から「永年にわたり、自治会活 受賞された方々は次のとおり です。 (敬称略・順不同)



### 自治会役員30年表彰

湯川 剛 (氷川)

岩崎忠夫 日治会役員20年表彰 (中央)

(氷川)

目治会役員10年表彰

清水良雄 (万世)

肥田金蔵 三澤隆光 (万世) (万世)

清水克則 和明 (万世 (万世

(万世)

### 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月にすべての方へ「保険料額 決定通知書」を送付します。

### ● 保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。

### 1 年金から差し引かれて納める

原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が差し引かれます。

### 2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、市町村から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更 することもできます。

- ・ 年金の年額が18万円未満の方
- 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方(複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります。)

が既に年金から 差し引かれて いる方

☆ これからも年金からお支払いいただきます。

\_\_\_\_\_ まだ年金から 差し引かれて

いない方

- ① 年金の年額が18万円未満の方
- ② 介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上になる方
- ☆ 納付書または□座振替で納めていただきます。

### ③ 被用者保険※の被保険者(本人)だった方

- ☆ 10 月に支給される年金から差し引きが始まります。
- ☆ 4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
- ☆ ①または②に該当する方は、納付書または□座振替で納めていただきます。



### 4) 被用者保険\*の被扶養者だった方

- ☆ 10 月に支給される年金から差し引きが始まります。
- ☆ 4月から9月までの保険料は、かかりません。
- 注) 被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収する ことがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、市町村にお問い合わせください。
- ☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

4月2日以降に加入した方

- ☆ 年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または□座振替で納めていただきます。
  - 注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
- ☆ ①または②に該当する方は、納付書または□座振替で納めていただきます。

### ※ 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、 共済組合など、いわゆるサラリーマンの健 康保険のことです。市町村の国民健康保険 や国民健康保険組合は、含まれません。

### 通称が「長寿医療制度」になりました

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。 なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のままで変わりはありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 新冠町町民福祉課保健福祉グループ

- **☎** 011-290-5601
- ☎ 47-2113 (直通)